

第1章 環境学習基本指針策定の意義

1.環境学習の必要性

私たちの生活は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムによるライフスタイルの定着によって、物質的には豊かで便利なものとなりました。一方で、近年、ごみの排出などの身近な環境から、地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨などといった、地球規模に至る環境まで、さまざまな問題が生じています。また、ダイオキシンや環境ホルモンといった化学物質による健康への影響や環境汚染にも関心が高まっています。これらは私たちの世代だけでなく、将来の世代にまで影響を与えるものです。

地球は、資源の再生産能力と環境の汚染浄化能力との2つの点で有限です。この有限性を顧みず、物質的な豊かさや便利さを追求してきた私たちの生活や価値観そのものに、今日の環境問題は根ざしております。一人ひとりが当事者として環境問題と向き合うことが求められています。

今日の環境問題を解決し、人類が21世紀においても発展していくためには、私たち一人ひとりが自然の営みが微妙なバランスの上に成り立っていることや環境の有限性に気づき、それぞれの立場でライフスタイルや事業活動を見直し、自らの活動に環境配慮を取り入れ、環境負荷の少ない循環型社会への転換を図る、いわゆる「持続可能な社会」の構築が不可欠となっています。



本市では、恵み豊かな自然や古い歴史と文化に育まれた良好な環境を享受しており、市民一人ひとりがこのかけがえのない環境の価値に気づき、地域の環境をはじめ、地球の環境を守り、育み、次の世代に引き継いでいくことが、今の時代に生きる私たちすべての責務なのです。

このため、私たち一人ひとりのライフステージの中で、環境問題とは何か、環境への負荷の少ないライフスタイルや社会のあり方とは何か、持続可能な社会の実現に向けて具体的にどのような行動をとればよいのかなどについて、正しく学び、実践していく必要があり、そのための原動力を培っていく手段の一つとして、環境学習の役割に大きな期待が寄せられています。



2.環境学習基本指針の策定にあたって

(1) 策定の目的

本市における環境学習に関する施策や環境学習に関わる家庭、学校、地域社会、事業者、行政といった各主体の役割、連携のあり方などを整理し、これから本市における環境学習の方向性を明らかにするとともに、本市の環境学習を総合的、体系的に推進するための基本的な指針として、「宇都宮市環境学習基本指針（以下、「指針」と記す）」を策定しました。

(2) 環境学習の定義

この指針では、「市民一人ひとりが、主体的に学び、自ら環境に配慮した行動に取り組んでいく」という意味で、学校教育などで行われる意図的、計画的な環境に関する指導である「環境教育」を含め、「環境学習」と呼ぶことにします。

(3) 位置づけ

指針は、環境基本計画の目標である「みんなで築き 未来へつなげよう 環境都市うつのみや」の達成に向け、計画に掲げられた環境学習を、より総合的かつ体系的に推進するためのものです。

そこで、指針を環境基本条例及び環境基本計画に掲げられた施策の方向等に準ずるものとし、環境基本計画の部門別計画として位置づけます。

【※体系図参照】

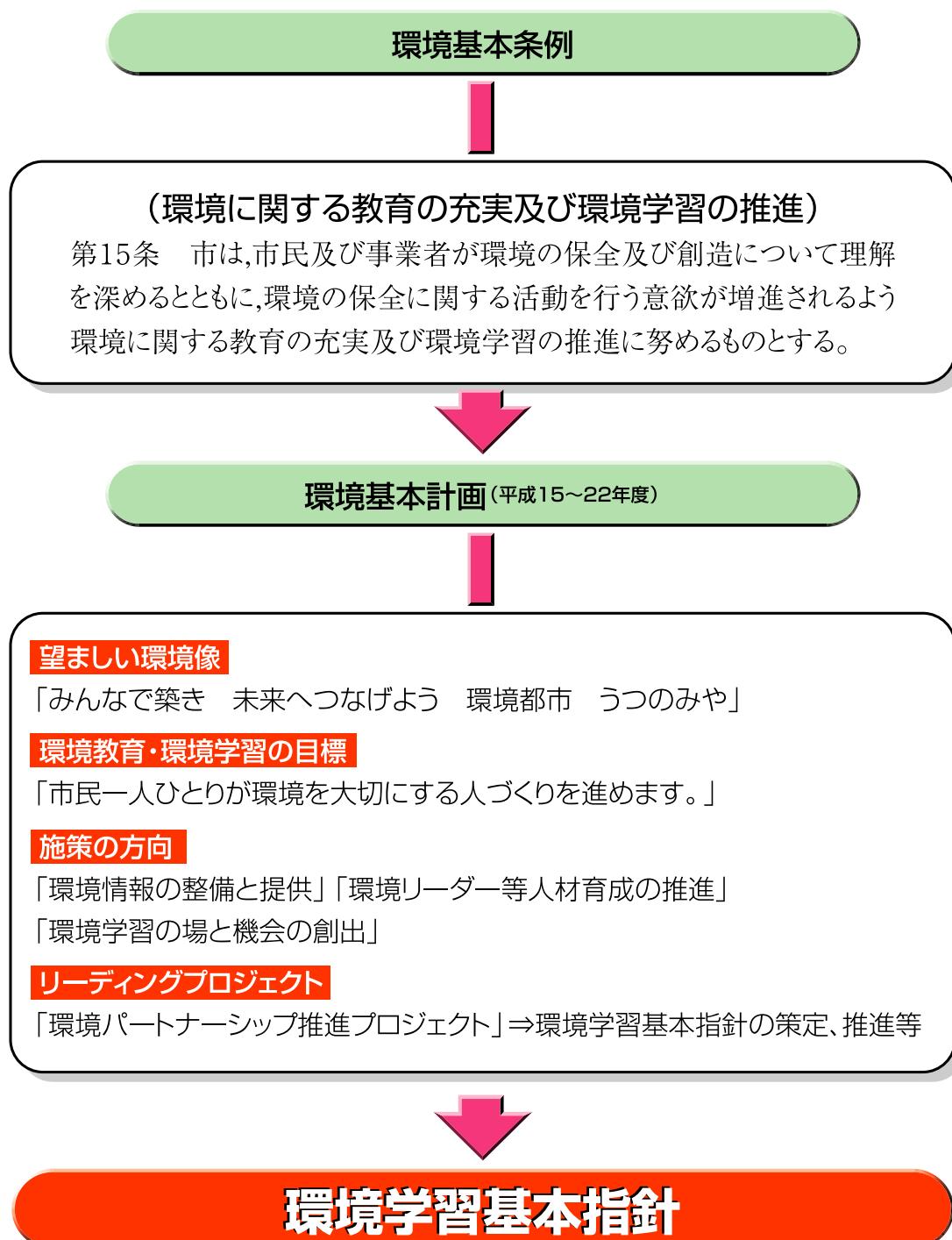
(4) 役割

指針は、本市における環境学習を総合的、体系的に推進するための基本的方向性を明らかにし、各主体の行う環境学習の効果的な推進や、その支援を図るものです。

(5) 見直し

指針は、社会情勢の変化、市民の環境に対するニーズの変化などに照らし、必要に応じて見直しを行います。

■体系図



3.環境学習の基本的な考え方

環境学習の概念は、ベオグラード会議（1975年）及び初めての環境教育政府間会議であるトビリシ会議（1977年）における成果を基礎としており、わが国においてもこれらのフレームが理論的な規範となっています。

基本指針策定にあたって、上記会議、中央環境審議会及び文部省環境教育指導資料から、環境学習の基本的な考え方をまとめると、以下のとおり整理できます。

